

**令和6年度多様な食習慣に対応したインバウンド受入環境整備業務  
企画提案コンペ募集要項**

**1 趣旨**

多様な食習慣を持つ外国人旅行者のニーズに対応できる県内飲食店・宿泊施設の充実を図り、外国人旅行者の満足度を高めることにより、さらなる県内誘客に繋げることを目的とした「令和6年度多様な食習慣に対応したインバウンド受入環境整備業務」（以下「業務」という。）を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

**2 事業概要**

- (1) 業務名 令和6年度多様な食習慣に対応したインバウンド受入環境整備業務
- (2) 委託期間 契約日から令和7年3月31日(月)まで
- (3) 委託費 金2,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 事業内容 別添仕様書のとおり

**3 実施スケジュール**

企画提案コンペ実施公告	令和6年10月3日（木）
質問受付期限	令和6年10月10日（木）17時
参加意思連絡期限	令和6年10月10日（木）17時
応募図書提出期限	令和6年10月24日（木）17時
提案審査（書面審査）	令和6年10月末頃

**4 業務委託の対象者**

業務を委託するための企画提案コンペ（以下、「コンペ」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 5(4)に掲げる書類（以下、「応募図書」という。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

## 5 企画提案に係る手続き

### (1) 受付期間

令和6年10月3日(木)から令和6年10月24日(木)17時必着  
※ただし、土日、祝日を除く平日の9時から17時まで

### (2) 提出方法

応募図書を事務局(兵庫県産業労働部観光局観光振興課)宛に持参、郵送(書留)または電子メールとする。

※コンペに参加意思がある場合は、10月10日(木)17時までに電子メールにより事務局まで参加表明を行うこと。参加表明の際は、メール件名に「【参加表明】令和6年度多様な食習慣に対応したインバウンド受入環境整備業務企画提案」と明記すること。なお、メール送付後、電話などによりメールの到着を確認すること。

### (3) 実施要項の内容に関する質問及び回答

#### ア 受付期間

令和6年10月3日(木)～令和6年10月10日(木)17時まで

#### イ 提出方法

質問票(任意様式)を電子メールにより事務局へ提出。  
なお、提出後、電話などにより到着を確認すること。

#### ウ 質問に対する回答

質問への回答は、原則参加申込者全員へ行う。

#### エ その他

- ① 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。
- ② 質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- ③ 電子メールのタイトルに「【質問】令和6年度多様な食習慣に対応したインバウンド受入環境整備業務企画提案」と明記すること。

### (4) 書類の作成及び提出

この実施要項に基づく下記の書類(応募図書)を提出すること。

提出書類	様式	部数※
応募申請書	様式1	8部
資格調書	様式2	8部
業務提案書	任意様式	8部
業務実施体制	様式3	8部
誓約書	様式4	1部
見積書及び経費内訳	任意様式	8部

※持参または郵送(書留)による提出の場合

なお、契約締結時に下記の書類の提出を求める。

#### ① 納税証明書(提出の日において発行から3ヶ月以内のもの)

##### ア 消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国税所管: 税務署(納税証明書「その3の2」若しくは「その3の3」)

##### イ 全ての県税に滞納のない証明

地方税(都道府県)所管: 兵庫県内県税事務所(納税証明書(3))

※兵庫県内に事務所をなお、兵庫県内に事務所を有しない等の理由により、兵庫県税について課税実績が無い場合は、事務局指定の誓約書を提出すること。

- ② 定款
- (4) 注意事項
  - ① 応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には理由の如何を問わず返却しない。
  - ② 提案にかかる全ての経費は事業者等の負担とする。

## 7 審査

### (1) 審査の方法

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

ア 企画内容

イ 実施体制・計画性

エ 費用対効果等

また、審査は応募者が1者の場合においても実施し、審査委員会において採択水準に満たないと判断された場合は不採択とする。

### (2) 審査の結果の連絡

事務局から応募者全員に文書で通知する。

## 8 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下、「受託者」という）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と受託者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 受託者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 受託者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払いを停止し、又は受託者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (4) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。

## 9 事務局【応募図書提出先】

兵庫県産業労働部観光局観光振興課誘客促進班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話：078-362-3340（直通） ファックス：078-362-4275

電子メール：kankoushinkou@pref.hyogo.lg.jp